

令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務委託仕様書

1 目的

農村地域の活性化を図るためには、地域にある豊富な資源を観光コンテンツとして磨き上げ、地域が一丸となって提供することが重要であり、国内外の観光客を呼び込み、宿泊滞在してもらう「農泊」を推進することが喫緊の課題となっている。このため、本業務委託は、セミナーやモデルツアー等を通して、農泊を持続可能なビジネスとして実施できる体制を備えた地区の創出を目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 委託業務の内容

(1) ビジネスプラン作成のためのセミナーの実施

農業者等を対象に農泊をビジネスとして実施するために必要な知識を習得させるセミナーを次のとおり企画・実施することとし、セミナー受講者にビジネスプラン（国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に準じた、農泊をビジネスとして実施する計画書）を作成させ、山梨県に提出すること。

① 実施期間・実施回数

令和3年7月下旬から令和3年9月上旬までに、計4回実施することとし、うち1回は先進地視察を取り入れること。

なお、セミナー（先進地視察を除く。）は、1回につき原則として午後の半日程度とすること。

② 実施会場・実施日時

実施会場は、座学については、原則として山梨県の施設を使用するものとする。なお、その場合は机椅子、パソコン及びプロジェクターは山梨県が無償で提供する。

実施日時は、契約締結後に山梨県との協議の上、決定すること。

③ セミナーの内容

次のテーマが含まれた内容とすることとし、山梨県の承認を得ること。

ア 農泊の概念

(ア) 国の農泊推進の考え方（農泊の理想像と農泊を推進する上での必須事項）

(イ) 農泊の実施体制の確立及び地域との合意形成の手法

(ウ) 地域資源の掘り起こし及び観光コンテンツとしての磨き上げ方法

イ 農泊推進に必要なマーケティング

それぞれの地域の強みを生かして誰に何をどのように提供するかを設定した商品の開発

ウ 農泊集客に効果的なプロモーション

先進地域の情報発信方法や SNS などの活用方法

エ ウィズ/ポストコロナ社会を見据えた農泊推進

ワーケーション、二拠点居住、感染症対策等に配慮した農泊推進方法について

オ 農泊ビジネスプランの作り方

収益を上げ持続的に活動していく知識とビジネスプランを作成する上でのポイントの整理

④ 農泊ビジネスアドバイザーの設置

「農泊ビジネスアドバイザー」を設置し、ビジネスプランの作成及び磨き上げを支援すること。

⑤ ビジネスプランの作成支援

ア セミナー受講者に作成させるビジネスプランの様式を作成することとし、内容は、「令和3年度農山漁村振興交付金事業実施提案書様式（農泊推進対策）」を参考にすること。

イ 農泊ビジネスアドバイザーによる支援を行い、セミナー受講者にビジネスプランを作成させ山梨県に提出すること。

ウ 提出期限は、山梨県と協議して決定するものとするが、受講者がビジネスプランの作成を開始する日付は受託候補者の提案とする。

エ 受講者からのビジネスプラン作成に係る問合せについては、セミナー以外の場でも随時対応すること。

⑥ 広報活動（募集方法）

セミナーの広報（チラシの作成・配布など）及び参加者の募集に係る業務は市町村と連携の上で山梨県が行うこととする。

⑦ 欠席者への対応

セミナーの欠席者に対し、資料送付等を行うこと。

(2) ビジネスプランの磨き上げ

セミナー受講者から提出されたビジネスプランの中から、実現性が高いプランを2つ選出し、それぞれのプランに対して、モデルツアー実施に向けた磨き上げを行うこと。

① 実施期間

令和3年9月中旬から令和3年10月上旬まで

② ビジネスプランの選定方法

選定に当たっては、実現性の高さを示す指標を含めた「審査基準」を作成し、農泊ビジネスアドバイザー及び山梨県とともに審査を行い、得点の上位2地区のプランを選定すること。ただし、総得点が上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないものとする。

③ 磨き上げの方法

ア 選定した2地区のプランに対して、地区の代表者や関係者とのヒアリングのほか、

- 必要に応じて現地視察等を行い、専門家視点によるプランの磨き上げを行うこと。
イ 地区の魅力を生かし、農泊をビジネスとして実施できるプランにすること。

(3) モデルツアーの実施

磨き上げた2地区のビジネスプランをもとに、モデルツアーを企画・実施すること。

① 実施期間

令和3年10月下旬から令和4年3月中旬まで

② 実施方法

- ア 旅行業法に基づいた1泊ツアーを各地区で1回ずつ行うこと。
イ ツアー実施日は、各地区と協議の上決定すること。
ウ 参加人数は、各地区の受入体制に応じて決定すること。
エ ツアー料金は参加者から徴収することとする。ただし、参加者にとって実費相当（宿泊費、移動費等）と認められる必要最低限の料金設定とし、それ以上は徴収しないこと。
オ ツアーの広報・告知及び参加者の募集は、受託者が行うこと。
カ ツアーを催行し、記録写真の撮影を行い、報告書を作成すること。

③ ツアー参加者へのアンケート調査の実施とビジネスプランの修正

- ア ビジネスプランの更なる磨き上げを目的に、参加者のニーズや満足度の調査を実施すること。
イ 上記アンケート調査結果を分析の上、報告書にまとめることとし、分析結果を踏まえて、各地区のビジネスプランを更に修正すること。

4 業務成果の取扱

(1) 業務成果の報告

委託業務が完了したときは、次の資料を山梨県に提出すること。なお、電子媒体で提出が可能なものは、それらデータを収録した記録媒体（CD-R）も提出すること。

① 業務の内容と実績がわかる書類

- ア 業務完了報告書
イ セミナー実施報告書（実施日時や参加人数、セミナーの内容がわかるもの）
ウ モデルツアーの実施報告書（記録写真付き）及びアンケート調査結果
エ 2地区分のビジネスプラン（モデルツアー実施後に実施したアンケート調査を元に修正したもの）

② その他成果物

セミナー、モデルツアーの磨き上げ、モデルツアー等で使用した資料及び作成した広報物（パンフレット、リーフレット、冊子、動画等）

(2) 業務成果等の帰属

本業務は、県の委託業務であることから、成果及び著作権は山梨県に帰属するものとする。

5 その他事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

本委託業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的又は効果的に行う上で必要とあらかじめ山梨県が承諾した場合は、業務の一部を委託することができる。

(2) 仕様の変更

受託事業者はやむを得ない事情により、本仕様書を変更しようとする場合は、事前に山梨県と協議の上、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載のない事項又は業務上の疑義が発生した場合は、山梨県と協議の上、決定するものとする。

- (4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や、会計検査院が実施する検査の対象であることから、検査の際には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。